

令和5年度 定期監査結果報告書の概要

令和6年2月

瀬戸内市監査委員

1 監査の実施状況

令和5年度の監査対象として、11部局、24部署を選定し、令和5年9月26日から令和6年2月7日までの間、監査を実施した。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①備品の管理状況、②委託契約の状況、③職員による電気製品の持ち込み状況、④書籍・図録等の販売物の状況、⑤現金等の取扱状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、20部署に対し、9件の指摘、4件の指導を行った（表1参照）。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 計（件）	個別事項の うち指摘事項 (件)	個別事項の うち指導事項 (件)
令和元年度	34	14	12	7	5
令和2年度	25	16	14	7	7
令和3年度	24	13	14	8	6
令和4年度	28	21	12	10	2
令和5年度	24	20	13	9	4

（注1）令和元年度までは、指導事項ではなく、意見（要望）事項としていた。

（注2）1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項9件】

（1）法令等に違反していると認められるもの

ア 契約の締結にあたり見積書を徴しておらず、規則に違反しているもの（秘書広報課、総

務学務課 6・7 ページ参照)

- イ 契約の締結にあたり、契約条項、仕様書その他の見積りに必要な事項を示しておらず、それらに基づいた検査を行っていない等、規則に違反しているもの(DX戦略室、総務課、文化観光課 8・9 ページ参照)
 - ウ 市が寄附を受けた物品の取得決定の手続き及び備品台帳の整備を行わず、適正に記録、管理されていないことは、規則に違反しているもの(裳掛こども園、裳掛小学校、美和小学校、長船中学校 10 ページ参照)
 - エ 物品について適正な管理ができておらず、規則に違反しているもの(総務課 11 ページ参照)
 - オ 直接収納した現金について、規則で定める期間を超えて払込みを行っておらず、規則に違反しているもの(長船町公民館 12 ページ参照)
 - カ 補助金交付申請者に対し交付決定通知書による通知をしておらず、規則に違反しているもの(総務学務課 13 ページ参照)
- (2) その他適正を欠く事項では正する必要があると認められるもの
- ア 隨意契約理由が適正ではないにもかかわらず随意契約としていたことは、是正する必要があるもの(秘書広報課、建設課、総務学務課、長船町公民館 14・15 ページ参照)
 - イ 支出費目に誤りがあり、適正を欠いているもの(DX戦略室、総務課、美和小学校 16 ページ参照)
 - ウ 市が所有する備品が、備品台帳に適切に記録、管理されておらず、適正を欠いているもの(出納室、DX戦略室、総務課、契約管財課、市民課、国保年金医療給付課、こども家庭課、長船西保育園、建設課、総務学務課、長船町公民館、裳掛小学校、美和小学校、長船中学校、国府幼稚園、長船学校給食調理場 17・18 ページ参照)

【指導事項 4 件】

- (1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- ア 市が頒布等を目的に所有する物品のうち、長期間在庫数の異動がないものの管理方法や頒布方法について、経済性の観点から検討する必要があるもの(秘書広報課、文化観光課 19・20 ページ参照)
- (2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ア 事業を複数年度継続して実施することを想定しているにもかかわらず、予算の定めを行わず単年度ごとに契約していることについて検討する必要があるもの(総務学務課 21 ページ参照)
 - イ 事業を複数年度継続して実施することを想定しながら、プロポーザル方式の実施時点で複数年にわたり契約を行う可能性を周知しておらず、検討する必要があるもの(総務学務課 22 ページ参照)
 - ウ 職員が電気製品等を持ち込んでいることについて、現状を把握したり、市により購入したり、持ち込む際の手順を検討する必要があるもの(出納室、総務課、契約管財課、総務学務課、市民病院 23・24 ページ参照)

【勧告 該当なし】

3 監査委員の意見

監査委員は、監査等の結果の公表にあたり、適正で効率の良い事務の執行に資するべく、指摘事項等により、市の財務事務について是正や改善を求めている。

しかし、今年度も、過去に指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、事業を実施するにあたり、適法性、公平性よりも、事務の進めやすさに重きを置いている事案も見受けられた。

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのために、市は、監査委員に指摘される前に、前例にとらわれることなく、組織全体のリスクを把握する体制を整備するとともに、例規等や事務を見直し、事務の執行にあたり、効率的で、公正性や透明性を確保できるものとなるよう改善することが必要である。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

- (1) 令和4年度の定期監査報告書で、公金の取扱いについての現状把握と運用等の改善が必要であると意見したところであるが、未だ従前どおりの運用となっている部署が見受けられた。引き続き、全局的に現状を把握し改善する必要がある。
- (2) 契約の相手方を限定して締結している委託契約で、単年度ごとの契約となっているが、現実として、数年間、同一の受託者と契約しているものについて、書面上で委託内容が明確になつていないものが見受けられた。契約を締結するにあたり、市の意図する内容を契約の相手方に十分示さないまま契約を締結した場合、市と契約の相手方の認識に齟齬^{そご}を生じ、契約目的が達成できない又は不十分になる可能性があり、また、契約金額の算定にも影響を与えることとなる。そのために、市の意図する内容を書面等の後日参照が可能となるもので提示しておくことが必要である。
- (3) 委託契約について、複数年度にわたり継続して実施することで効果が期待できる事業を同一事業者により実施することを想定している場合に、各年度の委託金額の変動の如何にかかわらず同一事業者と継続して契約を締結するために、客観的にみて合理的と認められない理由で単年度の随意契約を繰り返すことは不適切であるので、予算上の必要な手続きを行い、各年度で実施すべき事業内容や達成目標を仕様書等により示した上で、それぞれの年度における必要額及び総額がわかる見積書を徴して受託者を決定するなど、事業の実施方法について検討する必要がある。
- (4) 物品の管理について、備品台帳に登録する際に、備品購入費で支出した備品の設置、撤去等にかかる諸経費や消費税等をどのように取り扱うか、登録すべき金額の範囲を示す統一的な基準がない状況にあり、その判断は各部署にゆだねられている状況にある。市は、市の財産の適正な管理と、固定資産台帳を含めた公会計による財務諸表を適正に作成するために、早急に管理の統一基準を策定し、物品管理の重要性を含め、再度職員に周知することを検討する必要がある。
- (5) 市の職員が持ち込んで使用している電気製品の中に、タブレット、パソコン等が見受けられ

た。近年、スマートフォンやタブレット、パソコン等、小さくても通信機能や撮影機能を有する機器については、その性能が著しく向上しており、今まで想定していなかったセキュリティホールとなる可能性があるので、市は、それらの使用状況等について把握し、情報セキュリティについて十分な対策を検討するとともに、業務上必要な機器と判断されるものについては、市が購入することを検討する必要がある。

(6) 各部署が保有する郵便切手等を確認したところ、郵便料金の変更や事務の流れの変化によって、近年使用されていないものを保有し続けている状況が見受けられた。市として現状を把握し、有効活用することを検討する必要がある。